



朝霞市キャラクター 使用ガイドライン

朝霞市

目次

1. はじめに	3
2. こんな使用ができます	4
3. 個人的なご使用について	5
4. 事業目的でのご使用について	6
5. 事業目的でのご使用には、使用承認申請が必要です	7
6. 使用承認申請書には「商品等見本」を添付してください	8
7. 完成品は、現物を提出してください	9
8. 良いものをがいっしょに	10
9. 留意事項と使用承認できないケースについて	11
10. 著作権表示について	12

イラスト使用ガイドライン	13
--------------------	----

- ・基本ポーズとカラー
- ・「ぼぼたん」使用可能イラスト一覧
- ・禁止事項
- ・トリミングについて
- ・「むさしのフロントあさか」のロゴについて
- ・「ぼぼたん」について

デザイン使用についての Q&A	37
-----------------------	----

1. はじめに

朝霞市 PR キャラクター「ぽぽたん」は、朝霞市の魅力を広く内外にアピールするためにつくられたキャラクターです。

1. 朝霞市の PR とイメージアップ

2. 朝霞市産品の販路拡大

3. 朝霞市の産業振興

を目的としたキャラクターですので、目的に沿ってご使用ください。



2. こんな使用ができます

こんな場合、申請はいりません。

個人的なご使用

- ・営利を目的としない個人やグループの活動でぽぼたんのイラストを使用する。
- ・ただし、ユニフォームやポスター、グッズなどの物品を製作する場合は申請が必要です。

報道目的でのご使用

- ・朝霞市やぽぼたんについて伝える記事や番組で ぽぼたんのイラストを新聞、雑誌、TV、インターネットその他の媒体で使用する。

学校でのご使用

- ・ぽぼたんのイラストを学校の授業の課程で使用する。

こんな場合、申請が必要です。

個人的なご使用

- ・ユニフォーム、Tシャツ、ポスター、チラシ、イラスト入りグッズなどの物品を製作する。

事業目的のご使用

- ・ぽぼたんのイラストを使用した商品、ノベルティ、パッケージや広告物を製作、販売、配布する。

3. 個人的なご使用について

個人やグループが営利を目的としない活動で使用する
以下のようなケースでは申請の必要はありません。

- ・個人のSNSの画面に、ぽぼたんのイラスト(又は写真)を使用する。
- ・個人のSNSやHP、ブログなどの記事としてぽぼたんのイラスト(又は写真)を掲載する。
- ・個人で楽しむために、自分で作ったぽぼたんのマスコットを、身内にプレゼントする。
- ・個人で楽しむために、自分で作ったぽぼたんのマスコットやキャラクター弁当などの写真を、自分のブログなどに掲載する。

※使用の際はP12の著作権表示について必ずご確認ください。

※上記以外のケースでわからない場合は巻末に掲載されております

朝霞市市長公室シティ・プロモーション課までお問い合わせください。

4. 事業目的でのご使用について

事業を目的とした以下のようなケースでは申請が必要です。

- ・ぽぽたんのイラストを使用した商品を製作、販売する。
- ・ぽぽたんのイラストを使用したパッケージや手提げ袋、包装紙などを製作する。
- ・ぽぽたんのイラストを使用したノベルティやPRグッズを製作、配布（有償・無償）、販売する。
- ・ぽぽたんのイラストを使用した看板やホームページなどを製作、掲示する。
- ・ぽぽたんのイラストを使用したチラシやポスターなどの広告物を製作する。

使用までの流れ



※使用の際はP12の著作権表示について必ずご確認ください。

5. 事業目的でのご使用には、使用承認申請が必要です

・ 使用承認申請書

様式第2号（第3条、第5条関係）

朝霞市キャラクター「ぼぼたん」使用承認申請書

年月日

朝霞市長 宛

所在地
(住所)

申請者 商号
(名称)
代表者
(職・氏名)

私（私を代表者とする法人・団体）は、朝霞市キャラクター「ぼぼたん」のイラストを利用したく、イラスト等の利用に関する規程に定める内容を承諾のうえ、下記及び添付書類のとおり申請します。

記

1 使用対象物件

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

4 連絡先（担当者、電話番号）

(フリガナ) 所属部署名	(フリガナ) 役職・氏名
住 所	〒
電話番号	FAX 番号
e-mail アドレス	

5 添付書類

☐ 企画書・仕様書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

☐ グループ・団体の場合は会則・規約

☐ 法人の場合は会社の概要や事業内容がわかるパンフレット等



【使用承認申請書・イラストデータ】

使用承認申請書は朝霞市公式ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.asaka.lg.jp/site/musashino-front-asaka/>

イラストの個別データをご希望の方は、下記までご連絡ください。

【ご連絡・お問い合わせ】

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

朝霞市市長公室シティ・プロモーション課

TEL : 048-463-1111(内線2348) / 048-423-3241(直通)

FAX : 048-467-0770(代表)

E-mail : city_promotion@city.asaka.lg.jp

6. 使用承認申請書には「商品等見本」を添付してください

使用承認申請書には、商品（見本）の現物または、その写真、デザイン案及び商品の仕様書など、ぽぽたんをどのように使用するのか具体的にわかるものが必要です。



〈商品〉

どのような商品になるのかがわかる商品見本またはデザイン案や設計図及び、素材サンプルを提出。



〈印刷物〉

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記したデザイン案を提出。



〈パッケージ〉

どこに、どのようなサイズ・色で使うのかがわかるデザイン案を提出。シールを貼る場合はシールデザインを貼る位置を示した商品の画像を提出。

7. 完成品は、現物を提出してください

- ・出来上がった商品等は、完成品(現物)を朝霞市市長公室シティ・プロモーション課へ郵送またはご持参ください。
デジタル商品や広告物等の場合は、印刷したものを提出してください。
※ただし製造個数が極端に少ない場合や完成品(現物)のサイズが極端に大きい場合等は完成品の写真画像で代用できます。
詳しくは朝霞市市長公室シティ・プロモーション課までご相談ください。
- ・使用期間満了後において、商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容(使用品の名称、使用・製作数)を変更しない限り、申請書の再提出は不要です。在庫がなくなるまでご使用ください。
- ・使用期間中においても、商品等の使用・製作数やデザイン等の変更を行いたい場合は、改めて変更承認申請書をご提出ください。

【完成品の送付先】

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町1-1-1 朝霞市市長公室シティ・プロモーション課

TEL : 048-463-1111(内線2348) / 048-423-3241(直通)

FAX : 048-467-0770(代表)

E-mail : city_promotion@city.asaka.lg.jp



8. 良いものをごいっしょに

ぽぼたんは、朝霞市のPRとイメージアップを目的に
生まれたキャラクターです。

私たちも、キャラクターのイメージに負けないう、
できるだけ、心のこもった行政サービスやものづくりを
目指していきます。

ぽぼたんのご使用にあたっては、ぜひその心がまえを
ご理解いただき

いっしょに素晴らしい朝霞市、そして社会を築き上げ
ていきましょう。



9. 留意事項と使用承認できないケースについて

〈留意事項〉

1. 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、朝霞市は一切の責任を負いません。
2. 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
3. 使用承認は、朝霞市が著作権を有するぼぼたんのイラストを使用することを許可するものであり、使用承認を受けた者に権利は発生しません。

〈使用承認できない場合〉

1. 法令及び公序良俗に反すると認められる場合。
2. 市の信用又は品位を害するものと認められる場合。
3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条6号に規定する暴力団員が使用する場合。
5. 風俗営業等の規則及び業務の正当化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行うものが利用する場合。
6. キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
7. 立体物で、その表現がイラストの立体物として認められない場合。
8. デザインの変形やその他イラストの利用が適当ではないと認められる場合。

10. 著作権表示について

「ぽぽたん」のデザインには、© 著作権表示、
または「朝霞市キャラクター ぽぽたん」などと表示して下さい。



朝霞市キャラクター ぽぽたん
© 朝霞市ぽぽたん
© ASAKA POPOTAN
© むさしのフロントあさか
© MUSASHINO FRONT ASAKA

※著作権表示は、上記5つの中からいずれかをつけてください。

ただし、一部「ぽぽたん」と表示できない商品などがありますので、事前にならざるご相談ください。

※著作権表示またはキャラクター名はイラストの近くに表記してください。

※上記は表示例です。文字の配置・サイズ等はこれらに限定しません。イラストの近くに表示できない場合は、その他の箇所（例：商品タグ、説明書等）に記載ください。

ルールを守って
使ってね!



イラスト使用ガイドライン

基本ポーズとカラー



カラー



DIC 582
CMYK: K90



DIC 2056
CMYK: Y17



DIC 2013
CMYK: M23 Y15



DIC 637
CMYK: M19 Y83



DIC 2006
CMYK: M50 Y20



モノクロ



K 100



K 35



WHITE

ぼぼたん本体のイラストのカラーを指定色以外へ変更することは認められません。

必ず指定色もしくはモノクロ単色でご利用ください。

印刷物等で単色とする場合、グレースケールを前提としますが、他の色を用いる場合は個別にご相談ください。

「ぽぽたん」使用可能イラスト一覧 1



1-1. 笑顔



1-2. 感嘆



1-3. おじぎをする



1-4. 教える



A



B

1-5. 深呼吸



1-6. ふんわり移動中



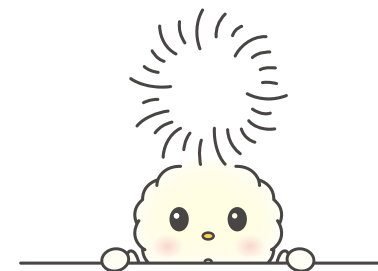
1-7. ふりかえり



1-8. 応援する



1-9. 端からのぞく(横から)



1-10. 端からのぞく(下から)

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 2



2-1



2-2



2-3



2-4



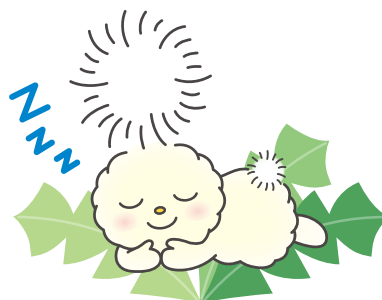
2-5



2-6



2-7



2-8



2-9

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 2



2-10



2-11



2-12



2-13



2-14



2-15



2-16



2-17



2-18



2-19



2-20



2-21



2-22

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 3



3-1



3-2



3-3



3-4



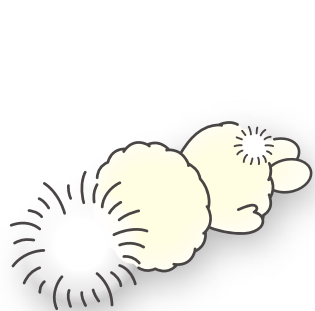
3-5



3-6



3-7



3-8



3-9



3-10



3-11



3-12

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 3



3-13



3-14



3-15



3-16



3-17



3-18



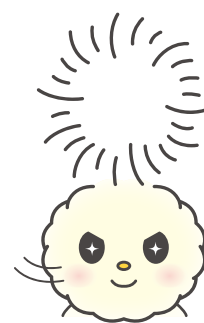
3-19



3-20



3-21



3-22



3-23

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 4



4-1



4-2



4-3



4-4



4-5



4-6



4-7



4-8

「ぽたん」使用可能イラスト一覧 4



4-9



4-10



4-11



4-12



4-13



4-14



4-15

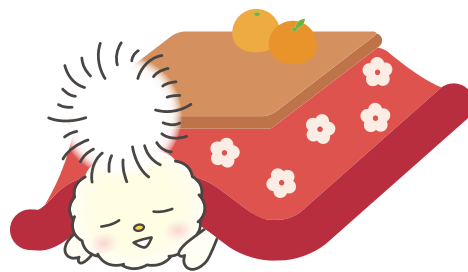


4-16

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 4



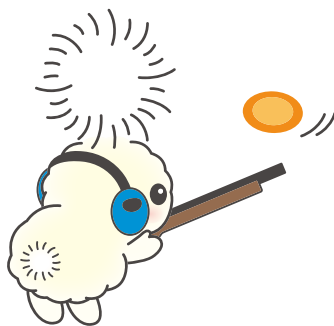
4-17



4-18



4-19



4-20



4-21



4-22



4-23



4-24

「ぽぽたん」使用可能イラスト一覧 5、6



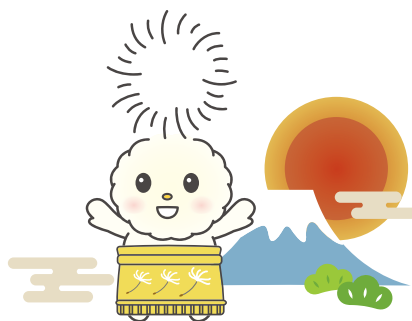
5-1



5-2



6-1



6-2



6-3

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 6



6-4



6-5



6-6



6-7



6-8



6-9



6-10



6-11



6-12



6-13



6-14

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 6



6-15



6-16



6-17



6-18



6-19



6-20



6-21



6-22



6-23



6-24

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 7



7-1



7-2



7-3



7-4



7-5



7-6



7-7



7-8



7-9

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 7



7-10



7-11



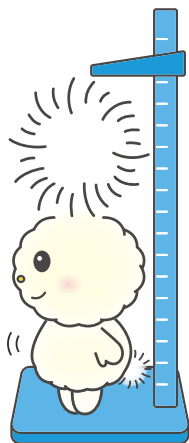
7-12



7-13



7-14



7-15



7-16



7-17



7-18

「ぽぼたん」使用可能イラスト一覧 7



7-19



7-20



7-21



7-22



7-23



7-24

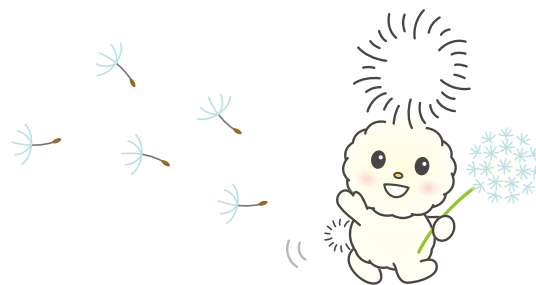
「ぽぽたん」使用可能イラスト一覧 8



8-1



8-2



8-3



8-4



8-5



8-6



8-7



8-8



8-9

「ぽたん」使用可能イラスト一覧 8



8-10



8-11



8-12



8-13



8-14



8-15



8-16



8-17



8-18

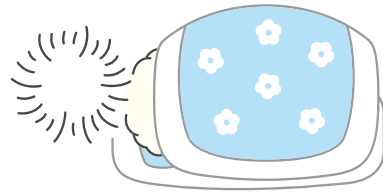


8-19

「ぽぽたん」使用可能イラスト一覧 8



8-20



8-21



8-22



8-23



8-24



8-25



8-26

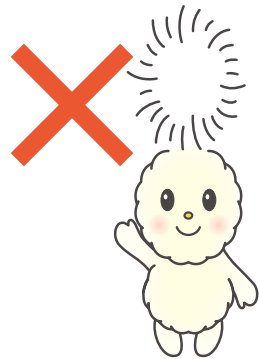


8-27



8-28

禁止事項 1



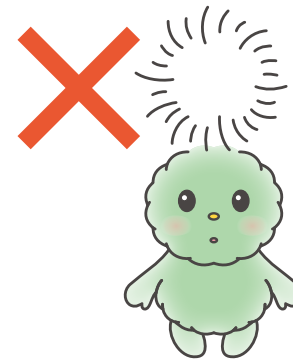
縦横比率の変更



パーツの省略や変更



イラスト表にない
ポーズや表情の開発



カラーの変更



イラストイメージに
そぐわない背景

朝霞市キャラクター「ぼぼたん」は、朝霞市の認知度向上及び

朝霞市の産業振興を目的とした活動に幅広くご使用いただけます。

朝霞市のイメージを伝えるキャラクターですので、使用ガイドラインと異なる使い方は避けてください。

イラストイメージにそぐわない背景（色・形状）はご利用できない場合があります。

禁止事項 2



「ぼぼたん」が
特定の企業・団体や商品を
直接的に応援・推薦。



吹き出しを使って
特定の企業・団体や商品を
応援・推薦する表現。

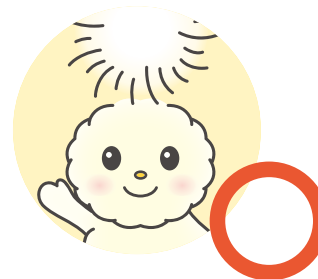
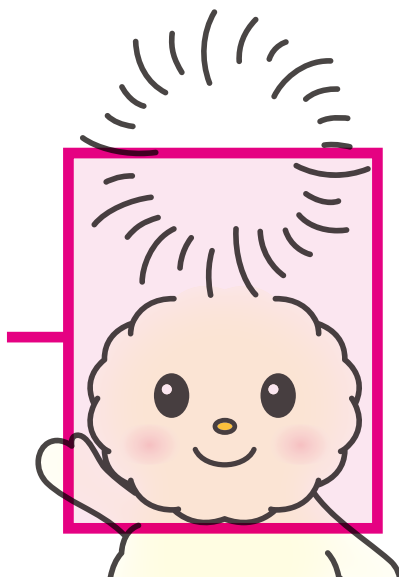


「ぼぼたん」を
商品名・会社名等を使用。

特定の企業、団体や商品を直接的に応援・推薦しているように見える表現は避けてください。
また、ぼぼたんのキャラクターを守るため、ネガティブな表現や
特定の思想や人、団体を推薦したり批判する表現は避けてください。

トリミングについて

トリミング禁止エリア
(デザインパーツ配置禁止)



綿毛が1/2以上
見切れている



顔パーツ
(輪郭)が
見切れている



顔パーツ
(輪郭)が
見切れている



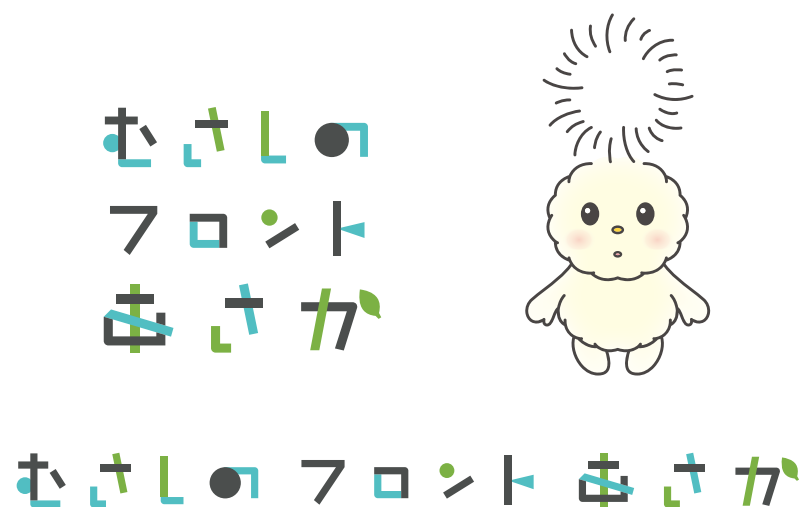
顔パーツの一定範囲内はデザインパーツの配置やトリミングはできません。

顔パーツ(目、頬、鼻、口、顔の輪郭)は、パッケージ等の裁断部分で見切れないように使って下さい。

ただし綿毛は高さ1/2までのトリミングが可能です。

「むさしのフロントあさか」のロゴについて

「ぽぽたん」のデザインに「むさしのフロントあさか」のロゴを付随させることもできます。
商品のタグやパッケージなどに「むさしのフロントあさか」のロゴも併せて活用ください。



＜紙タグや織りネーム、パッケージの使用例＞

【むさしのフロントあさか】

使用申請書および「むさしのフロントあさか」のデータはオフィシャルホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.city.asaka.lg.jp/site/musashino-front-asaka/>

※「むさしのフロントあさか」ロゴタイプのご使用には別途使用申請が必要です。

「ぽぼたん」について



ぽぼたんは、たんぽぽの妖精です。

自然豊かな黒目川のほとりに咲くたんぽぽから生まれました。

夢は朝霞のまちの魅力を世界中にお届けすること。

誕生日：3月15日

出身地：朝霞市黒目川付近

性別：おとこのこ

特技：綿毛をつかってふんわり移動し、みんなの気持ちに寄り添うこと。

願い：春、綿毛が風を受け遠くまで飛んでいけるよう、

開花後にも背たけをぐんと伸ばすたんぽぽ。

ぽぼたんには、子どもたちの健やかで、

たくましい成長への願いがこめられています。

※ぽぼたんの性格や世界観を崩さないよう、ご協力をお願いいたします。



よくある質問を
まとめてみたよ!

デザイン使用についてのQ&A

デザイン使用についての Q&A

Q1

商品に「ぽぼたん」のイラストを使用したいのですが、使用料金は発生しますか？

A1

「ぽぼたん」のイラスト使用に関しては、現在無料としています。

Q2

個人が「ぽぼたん」のイラストを使用する場合、使用承認申請書は必要ですか？

A2

個人的な使用についてはp05をご覧ください。

Q3

使用承認申請書の提出は、メールでもよろしいでしょうか？

A3

事前協議等でのメールのやりとりは行いますが、本書に捺印が必要なため郵送するもしくはご持参ください。

※令和3年4月1日以降、捺印が不要となったため、メールでのやりとりが可能となりました。



デザイン使用についての Q&A

Q4

店内のポップに「ぼぼたん」のイラストを使用したいのですが、使用承認申請書は必要ですか？

A4

個人利用の範囲を超えますので、使用承認申請書をご提出ください。

Q5

商品の作製と同時に、タグを作成したいのですが使用承認申請書は1通でよろしいですか？

A5

商品とタグのデザインが異なる場合は、それぞれ使用承認申請書を提出してください。

Q6

使用承認を受けた商品の使用期間はありますか？

A6

承認日より2年です。ただし、商品に在庫がある場合は期間を越えて販売をしてもかまいません。



デザイン使用についての Q&A

Q7

スポーツチームのユニフォームや応援旗等に
「ぽぽたん」のイラストを使用することはできますか？

A7

ぽぽたんは朝霞市の公式キャラクターですので、市を代表するチームと誤解されないようにしてください。
また、使用承認申請書をご提出ください。

Q8

企業の広告として「ぽぽたん」のイラストを使用することはできますか？

A8

使用される企業の特定キャラクターと誤解されないよう「朝霞市キャラクターぽぽたん」「©朝霞市ぽぽたん」
「©ASAHA POPOTAN」「©むさしのフロントあさか」「©MUSASHINO FRONT ASAKA」のいずれかを
併記して、使用承認申請書をご提出ください。また、ぽぽたんの身体に企業名を入れることはできません。

Q9

「ぽぽたん〇〇」「〇〇ぽぽたん」といった商品名や店名の前後に
「ぽぽたん」の表記を付けることはできますか？

A9

ぽぽたんは朝霞市のキャラクターですので、市の公式商品と誤認されるため、また性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。
このような観点から原則として商品や屋号、店名等に「ぽぽたん」を表示することはできません。



デザイン使用についての Q&A

Q10

会社の営業のため「ぽぼたん」のイラストを名刺に入れることはできますか？

A10

会社のキャラクターと誤認されないよう、イラストの近くに「朝霞市キャラクターぽぼたん」「©朝霞市ぽぼたん」「©ASAHA POPOTAN」「©むさしのフロントあさか」「©MUSASHINO FRONT ASAKA」のいずれかを併記ください。また、使用承認申請書をご提出ください。

Q11

会社の概要書や冊子等に「ぽぼたん」のイラストを使用することはできますか？

A11

会社内部で使用する資料に「ぽぼたん」のイラストを使用する場合は、使用承認申請書の提出は必要ありません。ただし、外部に配布する場合や一般の方がご覧になる場合は、使用承認申請書をご提出ください。

Q12

「ぽぼたん」の色やポーズを変更してもかまいませんか？

A12

色の変更は一切認められませんので、必ず指定色または単色で使用してください。また、ポーズを変更させたり、変形させることもできません。



朝霞市キャラクター使用ガイドライン

平成 29 年 3 月 31 日 初版
令和 6 年 4 月 1 日 第 8 版

お問い合わせ・申請書の提出先

〒351-8501
埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号
朝霞市市長公室シティ・プロモーション課
TEL : 048-463-1111 (内線 2348) / 048-423-3241 (直通)
FAX : 048-467-0770 (代表)
E-mail : city_promotion@city.asaka.lg.jp

ダウンロード

<http://www.city.asaka.lg.jp/site/musashino-front-asaka/>

本ガイドラインに記載された内容は予告なしに変更されることがあります。